

6 輸国第 4679 号

関税割当公表第 78 号の 2

令和 7 年度の乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ等の関税
割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号）
第 6 条の規定に基づき、ホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品のうち
乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもの（以下「乳幼児用調
製粉乳又は調製液状乳用ホエイ等」という。）の関税割当てに関する事項を下記
のように定めます。

令和 7 年 4 月 1 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ等（関税暫
定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）別表第 1 第 0404.10 号及び第 0404.90
号に規定するもの）
- 2 割当数量 25,000 トン
- 3 通関期限 令和 8 年 3 月 31 日

第 2 その他

関税割当申請書の提出の時期及び提出先、添付書類その他手続に関し必要
な事項並びに割当ての基準に関する事項については、令和 7 年度の乳幼児用
調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ等の関税割当てについて（令和 7 年 3 月 11
日付け 6 輸国第 4156 号関税割当公表第 78 号）によるものとする。